

特定行為研修の指定研修機関の指定申請をお考えの方へ

厚生労働省東北厚生局

指定研修機関の指定に係る審議は、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会で原則年2回（2月及び8月）行われます。

年度前半（4月から9月まで）に研修を開始する場合は、2月の部会において審議いたしますので前年の11月30日まで、年度後半（10月から3月まで）に研修を開始する場合は、8月の部会において審議いたしますので5月31日までに申請頂く必要があります。

指定研修機関の指定申請にあたっては、申請に要する事項が多岐にわたるため、**必ず事前に厚生労働省東北厚生局にご相談ください。**

研修開始予定時期別申請スケジュールの目安

研修開始予定時期	4月から9月まで	10月から3月まで
医道審議会部会審議の対象となる指定申請書の提出期間	2月審議 前年6月1日から11月30日まで	8月審議 前年12月1日からその年の5月31日まで
事前相談	検討段階 <ul style="list-style-type: none"> 指定研修機関の指定の検討を始められた段階から電話及びメールでの相談を受け付けています。 必要に応じて、ご来庁頂いての相談も行っています。 ※幅広く情報を把握したいため、実際に申請するかどうか不確定でも検討している場合はお知らせください。	
	書類作成段階 <ul style="list-style-type: none"> 書類の事前確認には時間を要するため、以下の日程を目安にご相談ください。 	
	○研修計画書（案）	
	審議する前年8月末まで	審議する年の2月末まで
	○指定申請書（案）	
審議する前年9月末まで	審議する年の3月末まで	
<ul style="list-style-type: none"> 書類等は紙媒体で以下の連絡先に送付ください。併せて、送付した旨をメールにてご連絡ください。 事前確認で送付頂いた書類での申請は受け付けません。申請の際は押印した正式書類一式を改めて提出頂きますので、ご承知おきください。 		
連絡先	〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア 13 階 東北厚生局 健康福祉部 医事課 看護指導官 TEL 022-726-9263 E-mail tokutei-tohoku@mhlw.go.jp	
厚生局への書類提出期限	11月30日 必着（厳守）	5月31日 必着（厳守）
	提出先：東北厚生局 健康福祉部 医事課 <ul style="list-style-type: none"> 指定申請書の書類が提出期限までに整わない場合は、受理できませんのでご注意ください。 指定申請書提出後の点検により、書類の修正や追加資料を求められることがあります。 	
実地調査	<ul style="list-style-type: none"> 指定研修機関の指定申請後、研修の準備状況を確認するため、申請者に対して東北厚生局がヒアリング調査又は実地調査を行います。 	
指定証の交付	<ul style="list-style-type: none"> 指定研修機関の指定証は厚生労働省医政局より直接当該施設へ送付されます。 	